

規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(TBT 協定) 2.9.1 に基づくものです。〕

N P E 又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九条に定める製品でN P E が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の制定について

下記のとおり、ポリ(オキシエチレン)＝アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が九のものに限る。)(以下「N P E」という。) 又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九条に定める製品でN P E が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を制定する予定ですので、お知らせします。

記

1. 件名

N P E 又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九条に定める製品でN P E が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の制定について

2. 対象品目

- ・ N P E
- ・ N P E を使用する水系洗浄剤

3. 趣旨及び目的

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第二種特定化学物質としてN P E が指定されるとともに、N P E 及びN P E を使用する水系洗浄剤(以下「N P E 等」という。)の取扱事業者に対し、技術上の指針の遵守義務及び容器等に環境汚染防止に係る表示義務が課される予定である。

これに伴い、N P E 等の容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を制定する。

4. 公布予定

令和6年9月

5. 施行予定

令和7年4月

6. 意見提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課 化学物質安全室
TEL 03-3501-0605

7. 意見提出期限

WTO・TBT通報から60日後